

電気個別要綱 (スマモル賃貸プラン A E)

2026年2月20日実施

株式会社 C D エナジーダイレクト

目 次

本 則	1
1 適 用	1
2 時間帯区分	1
3 料 金	2
4 契 約 期 間	3
5 付帯するサービス	3
6 解 約 金	4
7 そ の 他	5
附 則	7
別 表	8

本 則

1 適 用

- (1) この個別要綱のスマモル賃貸プランA E（以下「スマモル賃貸プランA E」といいます。）は、当社が別途定める電気基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。また、基本要綱が変更された場合は、変更後の基本要綱によります。）の従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が 10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアである需要で、お客さまが次のイおよびロに該当し、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。
- イ 需要場所において、株式会社ビットキーのスマートロック（以下「スマートロック」といいます。）が設置されていること。
- ロ 当社が指定する、物件管理等を行なう事業者（以下「管理会社等」といいます。）からの紹介があり、当社が適当と判断すること。
- ハ スマートロックの利用にあたっては、管理会社等が定める利用料等を、管理会社等がお客さまに請求する場合がございます。また、株式会社ビットキーがスマートロックの利用規約やサービス内容を変更した場合、スマートロックに不具合があった場合等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。
- (2) この個別要綱は、基本要綱とあわせて適用いたします。

2 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

- (1) 時間帯 1
- 毎日午前 6 時から翌日の午前 1 時までの時間をいいます。
- (2) 時間帯 2
- 時間帯 1 以外の時間をいいます。

3 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします

契約電流 10 アンペア	1,495 円 24 錢
契約電流 15 アンペア	1,642 円 86 錢
契約電流 20 アンペア	1,790 円 48 錢
契約電流 30 アンペア	2,085 円 72 錢
契約電流 40 アンペア	2,380 円 96 錢
契約電流 50 アンペア	2,676 円 20 錢
契約電流 60 アンペア	2,971 円 44 錢

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 時間帯 1

1 キロワット時につき	35 円 96 錢
-------------	-----------

ロ 時間帯 2

1 キロワット時につき	28 円 06 錢
-------------	-----------

4 契約期間

- (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する月をひと月目として 24 か月目の月の末日までといたします。
- (2) 原則として契約期間満了日までに、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について書面等による申入れを行なわない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。ただし、継続後の期間については、6 (解約金) に定める解約金の適用はないものといたします。

この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、お客さまが希望されるときを除き、その他の事項のお知らせについては省略することがあります。

5 付帯するサービス

スマモル賃貸プラン A E を契約のお客さまは、その契約期間中、以下に定めるサービスをご利用いただけます。ただし、お客さまが料金適用開始の日（契約を継続されたときの、新たな契約期間の開始の日を除きます。）が属する月をひと月目として 24 か月の末日までに 6 (解約金) (1) から (3) の事由により解約した場合は、当該期日までは、以下に定めるサービスをご利用いただけます。

なお、それぞれのサービスの詳細は、それぞれのサービス利用規約に定めるところといたします。当社以外の事業者がサービス内容または利用規約等を変更したことにより、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

(1) すこやかダイヤル

お客さまは、大阪ガスセキュリティサービス株式会社が提供する、すこやかダイヤルをご利用いただけます。すこやかダイヤルの提供は、スマモル賃貸プラン A E の需給開始日より開始するものとします。

(2) その他ご利用可能なサービス

(1)に加えて、次のイからニのうち、いずれか2つのサービスをご利用いただけます。ただし、利用可能なサービスは管理会社等にて指定するものとします。

イ 駆けつけサービス

- a お客様は、大阪ガスセキュリティサービス株式会社が提供する駆けつけサービスをご利用いただけます。
- b 駆けつけサービスの利用にあたっては、あらかじめ、大阪ガスセキュリティサービス株式会社が定めるサービス契約約款に同意いただいたうえで、スマモル賃貸プランA Eと同時に同社に対してお申込みいただきます。
- c 駆けつけサービスは、スマモル賃貸プランA Eの料金適用開始の日より提供いたします。

ロ 優待・割引サービス

お客様は、株式会社ベネフィット・ワンが提供する、優待・割引サービスをご利用いただけます。優待・割引サービスの提供は、スマモル賃貸プランA Eの需給開始日より開始するものとします。

ハ 雑誌・マンガ読み放題サービス

お客様は、株式会社ビューンが提供する、雑誌・マンガ読み放題サービスをご利用いただけます。雑誌・マンガ読み放題サービスの提供は、スマモル賃貸プランA Eの需給開始日より開始するものとします。

ニ 通信端末修理費用保険

お客様は、さくら損害保険株式会社が提供する、年1回、スマートフォンやタブレット等が故障した際に、修理に要した費用をお支払いするサービスをご利用いただけます。

6 解 約 金

次の(1)から(3)のいずれかの事由が生じた場合には、当社は、原則として、当該事由が生じた日からスマモル賃貸プランA Eの契約期間が満了する予定

であった日までの残存期間の月数（1か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて、1か月あたり1,200円を乗じた金額をお客さまから申し受けます。ただし、契約期間満了日が属する月の前月1日から契約期間満了日までの期間に、次の(1)から(3)のいずれかの事由が生じた場合、当社は解約金をいただきません。

- (1) 当社との需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合
- (2) 基本要綱41（解約等）にもとづく当社による解約
- (3) 当社の他の個別要綱への変更

7 その他の

- (1) 当社は、特別の事情がある場合を除き、基本要綱1（適用）(1)の当社が電磁的方法により提供するサービスにより、基本要綱20（使用電力量の算定）(5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。
- (2) 当社は、基本要綱22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。
- (3) 当社は、付帯するサービスをお客さまに提供するにあたり、お客さまの名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、電話番号、その他の需給契約に係る事項ならびに付帯するサービス契約に係る事項について、株式会社ビットキー、大阪ガスセキュリティサービス株式会社、株式会社ビューン、またはさくら損害保険株式会社に情報を提供することおよび株式会社ビットキー、大阪ガスセキュリティサービス株式会社、株式会社ビューン、またはさくら損害保険株式会社から情報の提供を受けることがあります。
- (4) 当社は、販売委託先（当社の電力の販売について当社と販売委託契約等を締結した者をいいます。）と共同して提供するサービスのお申込みをいただいたお客さまについては、名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、使用電力量、料金その他の需給契約に係る事項ならびにお客さまおよび当該販売委託先のサービス契約に係る事項について、当該販売委託先に情報を提供することおよび当該販売委託先から情報の提供を受けることがあります。

(5) その他の事項については、基本要綱の従量電灯にかかる規定によります。

附 則

実施期日

この個別要綱は、2026年2月20日から実施いたします。

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\frac{\text{燃 料 費}}{\text{調整 単 価}} = \frac{(86,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{ の 基 準 単 価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

$$\frac{\text{燃 料 費}}{\text{調整 単 価}} = \frac{(\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円}) \times (2) \text{ の 基 準 単 価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年の 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18 錢3厘
-------------	--------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客様からの申出の直後の4月の計量日から翌年の4月の計量日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その月の末日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。